\ \ \ \ \ 付 申告事前説明会

所 得税 0) 伊豆市役所本庁舎別館



けることができます。この申告を『還 間の所得税額より多いときは、確定 前説明会と相談会を開催します。 市役所では、還付申告者を対象に事 付申告』と言います。 申告で納め過ぎの所得税の還付を受 ★小り予定納労ンミ斤乗行で、こ 会場では、 り予定納税した所得税額が年 確定申告期間前でも申 三島税務署と

ぜひご利用ください いません。昨年の申告書と見比べるな*昨年から個別呼び出し通知は送付して どして、資料を整えてお越しくださ

●源泉徴収された所得税がある給与 対象となる人 除、 所得者や年金所得者などで、 医療費控除、寄附金控除、 雑損控 住宅

人金等特別控除などを受ける人

告書の記載・提出ができますので、 三島税務署職員による還付申告事前説明会 ■

三島税務署職員による相談会の問合せ 三島税務署 ☎ 055-987-671 課税課 ☎ 055-948-2918



٤	き	ところ
2月3日(金)、 6日(月)、7日(火)	9:30~16:30	函南町役場2階大会議室
2月1日(水)、10日(金)	9:30~16:15	伊豆市役所本庁舎別館 2階大会議室
2月8日(水)	9:30~16:15	伊豆の国市役所大仁庁舎 2階第1会議室

市役所相談会の問合せ(左ページ日程)

筒があります)。

②高額療養費、

①災害を受けた資産の明細書*広報平成23年11月号21ページ& ②被災等の証明書 ■ 医療費控除 ■ 出産一時金、

③災害等に関連する支出の領収書 害賠償金などを受け取った場合はその 成23年中に支払った医療費の領収書 保険金、

損

援金を含む)

は、

寄附した団体等から

②その他の寄附(東日本大震災に係る義

て金額を合計し、メモ用紙などに整理して・領収書は病院や診療を受けた人ごとに分け きてください 金額のわかるもの (市役所に医療費控除用の封

■ 社会保険料控除 ■

のわかるもの *国民年金保険料については日本年金機構か 国民年金・健康保険などの支払い金額

ります ら送付される控除証明書の提示が必要にな

*証明書などを紛失して納付金額がわからな 金事務所(四055(973)1 $\begin{array}{c}
0 & 5 & 7 & 0 \\
7 & 0 & 0 & 7 & 0
\end{array}$ へお問い合わせください。 い場合は、 日本年金機構(控除証明専用な $\stackrel{1}{\stackrel{7}{\circ}}$ または三島年

生命保険料控除・地震保険料控除 (旧長期損害保険料控除を含む)

保険会社等が発行する控除証明書

健福祉手帳、 障害者手帳、 障害者控除 戦傷病者手 療育手帳、 于帳、市町村長が帳、精神障害者保

発行する障害者控除対象者認定書など(本

*混雑する場合は、受付時間終了前でも受付を打ち切 る場合があります。 っていない人に限る)の控除対象配偶者や控除対象扶養親族になの控除対象配偶者や控除対象扶養親族になは、総所得金額等が38万円以下で、他の人は、総所得金額等が30人(この場合の子) ②妻と死別または離婚後に婚姻していない①合計所得金額が500万円以下 納税者本 でその旨を申し出てください。対象者は、 用意する書類は特にありません。会場 寡夫控除 次のすべての要件に当てはまる人。

●給与所得者で、年の途中で退職し

扶養控除などを受ける人

て年末調整ができなかった人

■ 市役所相談会 ■

【受付時間】

 $\sim 11:00$

 $\sim 16:00$

午前の部

午後の部

*9日(木)は三島税務署職員が出張します。

13:00

9:00

保険料控除、障害者控除、

寡婦控

ところ

伊豆の国市役所

2階第1会議室

大仁庁舎

配偶者控除、配偶者特別控除、

年末調整で控除しなかった社会保

生命保険料控除、

地震

必ずご用意ください

平成23年分の給与所得の源泉徴収

■ 配偶者控除 ■ 用意する書類は特にありません。

●還付金を受ける金融機関の口座番

票または公的年金の源泉徴収票

号がわかるもの

(本人名義の

 \Box

2月6日(月) 7日(火) 9日(木)

10日(金)

13日(月) 14日(火)

15日(水)

認印

所得税法の改正に

ご注意

または白色申告者の事業専従者でないことでて一度も給与の支払を受けていないことの青色申告者の事業専従者としてその年を通の合計所得金額が38万円以下 関係の人は該当しません。) 次のすべての要件に当てはまる人です。 ②納税者と生計を一にして 配偶者とは、その年の12月31日の現況で、 でその旨を申し出てください いること 控除対象 会場

用意する書類は特にありませ 配偶者特別控除 ■

②配偶者が次のすべてに当てはまること ①控除を受ける人のその年における合計所得 できません。 別控除は夫婦の間で互いに受けることは でその旨を申し出てください 金額が1,000 民法の規定による配偶者であること (内縁関係の人は該当しません) 要件は次のとおりです。 円以下であること 配偶者特

ハロ

いること

扶養控除の見直しが

①年齢 16 歳未満の扶養親族

(以下『年少扶養親族』)に

対する扶養控除が廃止さ

れ、扶養控除の対象が、年

とすることになりました。

齢 16 歳以上の扶養親族(以下『控除対象扶養親族』)

②年齢 16 歳以上 19 歳未満の人に対する扶養控除の

同居特別障害者加算の特例措置が変わりました。

伴い、居住者の控除対象配偶者または扶養親族が同居

特別障害者である場合に配偶者控除または扶養控除の

額に35万円を加算する措置は、同居特別障害者に対

する障害者控除の額を1人につき75万円(特別障害 者である場合の障害者控除額 40 万円に 35 万円を加

年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに

の控除対象扶養親族に変更されました。

算した額)とする制度に改められました。

額が38万円とすることとされました。これに伴い、 特定扶養親族の範囲が、年齢 19歳以上 23歳未満

行われました。

一度も給与の支払を受けていな

年間の合計所得金額が38万円超7万円ほかの人の扶養親族となっていないことたは白色申告者の事業専従者でないこと 未満であること

人がその年の12月31日の現況

扶養控除 ■

な

12月31日現在の年齢が16歳以上の人をい扶養親族とは、扶養親族のうち、その年でその旨を申し出てください。控除対象 の現況で、 途で死亡または出国する場合はその時) 用意する書類は特にありません。 その年の12月31日(納税者が年の中 次のす べての要件に当てはま

内に住所・居所を有 *出国とは、納税管理 をいいます しなの ないようになることの届出をしないで国 る人です。

等内の姻族)またま①配偶者以外の親族 ②納税者と生計を一にしていること 村長から養護を委託された老人であることを委託された児童(いわゆる里子)や市町等内の姻族)または都道府県知事から養育等内の姻族)または都道府県知事から養育

じて一度も給与の支払を受けていないこと④青色申告者の事業専従者としてその年を通③年間の合計所得金額が38万円以下であること または白色申告者の事業専従者で

住宅借入金等特別控除 ■

各種書類が必要になります

しの税情報マイホームを持っ(http://www.nta.go.jp)『暮ら は国税庁ホ 三島税務署(四055(987) でご確認ください ムを持っ



2012.1.1 いずのくに

扶養親族分)

■ 寄附金控除 ■

■ 雑損控除 ■

ージ参

照

各控除に必要なも

ത

①政治活動に関する寄附金については、

*確定申告書の提出時に書類が間に合 添付 附金(税額)控除のための書類』選挙管理委員会等の確認印のある ない場合は、 して申告 寄附金の受領書の写しを 後日税務署に提出 のある 『寄

③一定の特定公益増進法人・公益社団法 の寄附金の受領証 人等に対する寄附については、 法人が

適格であることなどの証明書等の写 寡婦控除■

意する書類は特にありません。

対象者は

会場

①夫と死別または離婚後に婚姻 次のとおりです。 でその旨を申し出てください。 などで、 扶養親族が いる人または生計を一

な

②夫と死別後婚姻していない人などで、 得金額等が38万円以下で、他の人の控除対にする子がいる人(この場合の子は、総所 象配偶者や控除対象扶養親族になっていな 所得金額が500 人に限る) 万円以下の 人 (扶養親族

などの要件はなし) 寡婦に該当する人が次のすべての

*なお、 寡婦控除の額を増額する特例があります。 件を満たすときは、『特定の寡婦』に該当 い人や夫が生死不明な一定の人夫と死別または離婚後に婚姻して いな

合計所得金額が500万円以下扶養親族である子がいる人